

長期 補償タイプ

保険期間 1年・3年・5年

保険料 3,110円から

モンベルの アウトドア保険

アクティビティに合わせて
選べる2タイプ

モンベル野外活動保険™
傷害総合保険

モンベル山岳保険
運動危険補償特約付傷害総合保険

スマホでも簡単お申し込み

最短で翌日正午から補償がスタート

地震・噴火・津波での事故やケガもカバー※
※安心プランのみ

安心と一緒に
出かけよう



2014年12月15日以降保険始期用

お申し込みは、店頭または
モンベルウェブサイトから

<http://hoken.montbell.jp>



mont·bell

mont-bell 傷害総合保険

日常生活から危険度の高いアウトドア・スポーツまで年間を通じてサポート

3大特長

その場で手続き完了 スピーディにお申し込み！

補償プランを選んで加入するだけ。ウェブサイトからクレジットカードで、モンベルストアではレジでお支払いいただくことでお手続き完了です。

お申し込みの翌日午後から 補償がスタート！

お申し込み日の翌日から15日先までの間よりご希望の保険開始日を選べます。お選びいただいた保険開始日の、正午から補償開始です。

モンベルクラブ メンバーズポイントが貯まる！

モンベルクラブ会員さまのお申し込みには、ご本人のみならずご家族の方を被保険者としてご加入についても、保険料の3%のポイントが貯まります。

補償内容

野外活動保険™、山岳保険ともに、3つのプランからお選びいただけます。

あらゆる不安からあなたを守る
安心プラン

医療費用を実費で補償
スタンダードプラン

重大な事故に最小限で備える
シンプルプラン



死亡されたとき



後遺障害が残ったとき



他人にケガをさせたとき



家族による救援が必要なとき



遭難者の捜索が必要なとき



地震・噴火・津波による事故にあったとき



入院・手術が必要なとき（日額）



通院が必要なとき（日額）



自分のものを壊してしまったとき



他人のものを壊してしまったとき（野外活動保険™のみ）



医療費が必要なとき（実費）

！ここがポイント

① 天災危険補償特約

地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害も保険の対象となります。

② 「傷害医療費用保険金（実費払）」とは別枠で「入院保険金」「手術保険金」「通院保険金」をお支払いします。

例えば

重傷を負い、50日間入院し手術を受けた場合

安心プランA039の場合（入院保険金：3,000円×50日＝150,000円 手術保険金：3,000円×10倍＝30,000円）

150,000円＋30,000円＝180,000円＋治療のため病院に支払った公的医療保険制度における一部負担金等が受け取れます。

③ 入院保険金および手術保険金支払日数延長特約（1000日付）

事故の日からその日を含めて1,000日までの入院および手術に対して保険金を支払う超長期入院に対応しています。

④ 通院保険金支払日数延長特約（1000日付）

事故の日からその日を含めて1,000日までの通院に対し、90日を限度に保険金を支払う長期入院後の通院に対応しています。

Q&A

Q1. 靴ずれ、凍傷、高山病などは保険金支払い対象となりますか？

A. 保険金支払条件である「急激かつ偶然な外来の事故」にあてはまらないため、保険金支払の対象となりません。その他、日焼け、野球肘、低温やけどなども支払の対象となりません。ただし、滑落などの事故が原因で身動きがとれず、その結果、凍傷になってしまった場合は保険金支払の対象となります。

Q2. スキーを楽しんでいますが、スキー板は携行品の対象となりますか？

A. スキー板は携行品の対象となります。
以下、携行品の対象となるもの、対象とならないものの主な例をご参考ください。
<対象となるもの> スキーやスノーボードの板、つり竿、カメラ、メガネ、サングラス、個人用ノートパソコンなど
<対象外のもの> カヌー&カヤック、自転車、サーフボードなど

Q3. 通勤・通学中の自転車での事故は保険金の支払い対象となりますか？

A. 通勤・通学時の自転車での事故をはじめ、日常生活中の事故も保険金支払いの対象となります。なお、通勤時は「就業中」とはみなしませんので、「24時間補償」、「就業中対象外」のどちらでも補償の対象となります。

Q4. インターネット環境やクレジットカードがない場合、また近くにモンベルストアがない場合は保険契約できませんか？

A. 別途対応いたします。詳しくはM.O.C.（モンベル・アウトドア・チャレンジ）本部事務局までお問い合わせください。

Q5. 救援者費用特約、遭難捜索費用特約、遭難捜索追加費用特約の違いは？

A. いずれも遭難などの事故により負担する費用を補償する特約ですが、補償の対象となる活動、地域（国内・海外の別）および各特約で補償する内容が異なります。
※危険運動…ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミングなど

補償内容	非危険運動時	危険運動時	
	国内・国外	日本国内のみ	
	救援者費用等補償特約	遭難捜索費用特約	遭難捜索追加費用特約
捜索救助費用	○	○	—
救援者の往復交通費	○	—	○
救援者の宿泊費	○	—	○
移送費	○	—	○
諸雑費	○	—	○

○…補償の対象

詳しくは「補償内容の概要」をお読み下さい。

モンベル 野外活動保険™

アウトドア・スポーツ中の、事故によるケガや道具の破損、日常生活の事故まで補償

アウトドアで活動中の事故によるケガの補償をはじめ、捜索救助費用、ご家族(救援者)が事故現場へ向かう交通費や宿泊費、他人をケガさせてしまった場合の賠償責任、ギア(道具)やカメラなど持ち物の盗難や破損など、あらゆるトラブルに対応。もちろん、日常生活の事故も含まれます。

対象アウトドア・スポーツ例



ハイキング



トレッキング



サイクリング



カヌー・カヤック

上記は一例です。詳しくはお問い合わせください。

(単位:円)

プラン名 補償内容			安心プラン ^{※1}					スタンダードプラン			シンプルプラン		
			A036	A037	A038	A039	A040	B031	B032	B033	C031	C032	C033
保険金額	基本補償	死亡・後遺障害	900万	600万	350万	200万	100万	900万	600万	200万	900万	600万	200万
		入院保険金 日額 ^{※2}	7,500	6,000	5,000	3,000	1,500	×	×	×	×	×	×
		通院保険金 日額 ^{※3}	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000	×	×	×	×	×	×
		傷害医療費用	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	×	×	×
	特約	個人賠償責任 ^{※4}	1億	1億	1億	1億	1億	1億	1億	1億	1億	1億	1億
		携行品 (自己負担額3千円)	20万	20万	15万	10万	10万	×	×	×	×	×	×
		受託品賠償 (自己負担額5千円)	10万	10万	10万	10万	10万	×	×	×	×	×	×
		救援者費用 等補償	500万	500万	500万	500万	500万	500万	500万	500万	500万	500万	500万
保険料(一時払)	就業中 対象外	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼
		保険期間 1年	32,280	25,930	19,950	14,300	10,050	10,420	7,870	4,470	9,060	6,510	3,110
		保険期間 3年	80,800	64,900	49,930	35,790	25,150	26,100	19,710	11,190	22,700	16,310	7,790
		保険期間 5年	129,270	103,840	79,880	57,260	40,230	41,680	31,480	17,880	36,240	26,040	12,440
	24時間 補償(A)	保険期間 1年	44,980	35,790	27,330	19,350	13,130	15,390	11,550	6,430	12,930	9,090	3,970
		保険期間 3年	112,530	89,550	68,390	48,420	32,840	38,480	28,880	16,080	32,330	22,730	9,930
		保険期間 5年	179,950	143,200	109,350	77,420	52,510	61,560	46,200	25,720	51,720	36,360	15,880
	24時間 補償(B)	保険期間 1年	57,890	45,740	34,700	24,280	16,000	20,250	15,060	8,140	16,980	11,790	4,870
		保険期間 3年	144,680	114,320	86,720	60,690	39,990	50,680	37,690	20,370	42,500	29,510	12,190
		保険期間 5年	231,420	182,860	138,700	97,070	63,960	81,000	60,240	32,560	67,920	47,160	19,480

(2013.10)

【安心プランのみセット】※1 天災危険補償特約

※2 入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(1000日用)、手術保険金は入院中の手術は10倍、入院中以外の手術は5倍

※3 通院保険金支払対象日数延長特約(1000日用)

【全てのプランにセット】※4 賠償事故解決特約

プラン表の見方	保険金額	補償内容毎の保険金額	◆24時間補償はお仕事の内容により、危険度に応じて(A)または(B)の区分に分かれます。(パート・アルバイトを含む) (A): 事務従事者、販売従事者、保健医療従事者、教員、サービス業従事者など (B): 農林業従事者、建設従事者、自動車運転者、採鉱・採石従事者など ※無職の方(専業主婦・学生・年金受給者など)は24時間補償(A)でのお引き受けとなります。 ※自営業者の方で、同一建物・敷地内で事務所・店舗と居住を共にしている場合は(A)または(B)でのお引き受けとなります。(就業中対象外でのお申し込みはできません)
	保険料(一時払)	お客さまにお支払いいただく保険料(一括払い)	
	就業中対象外	お仕事での事故を除き私生活のみを補償	
	24時間補償	就業中か否かを問わず補償	

モンベル山岳保険

より危険度の高いアウトドア・スポーツでの事故や遭難時の捜索費用まで補償

「モンベル野外活動保険™」に、危険度の高い山岳登山中の事故の補償を加え、さらに遭難時の救助隊による捜索活動にかかった費用まで補償する保険です。ピッケルやアイゼンなどを使用した本格的な山岳登山や、登山用具を必要とする山岳スキーなどを楽しむ方を対象としています。

対象アウトドア・スポーツ例

ハイキング

トレッキング

サイクリング

カヌー・カヤック

さらに
+
プラス



ピッケルを使用する
山岳登山



登山用具を使用する
山岳スキー



ボルダリングなどの
クライミング



登山用具を使用する
クライミング

上記は一例です。詳しくはお問い合わせください。

(単位:円)

プラン名 補償内容			安心プラン※1			スタンダードプラン			シンプルプラン				
			D034	D035	D036	E031	E032	E033	F031	F032	F033	F034	F035
保険金額	基本補償	死亡・後遺障害	350万	200万	100万	200万	150万	100万	200万	150万	100万	5万	5万
		入院保険金 日額※2	5,000	3,000	1,500	×	×	×	×	×	×	×	×
		通院保険金 日額※3	3,000	2,000	1,000	×	×	×	×	×	×	×	×
		傷害医療費用	50万	50万	50万	50万	50万	50万	×	×	×	×	×
	特約	個人賠償責任 ※4	1億	1億	1億	1億	1億	1億	1億	1億	1億	1億	1億
		携行品 (自己負担額3千円)	15万	10万	10万	×	×	×	×	×	×	×	×
		救援者費用 等補償	500万	500万	500万	500万	500万	500万	500万	500万	500万	500万	500万
		遭難捜索費用	200万	150万	100万	200万	150万	100万	200万	150万	100万	200万	150万
		遭難捜索 追加費用	30万	30万	30万	30万	30万	30万	30万	30万	30万	30万	30万
保険料（一時払）	就業中 対象外	保険期間 1年	48,130	33,680	21,780	18,850	15,680	12,500	14,540	11,370	8,190	10,620	8,450
		保険期間 3年	120,350	84,230	54,460	47,150	39,220	31,270	36,370	28,440	20,490	26,560	21,140
		保険期間 5年	192,440	134,680	87,080	75,400	62,700	50,000	58,160	45,460	32,760	42,480	33,800
	24時間 補償(A)	保険期間 1年	55,510	38,730	24,850	20,810	17,420	14,030	15,400	12,010	8,620	10,640	8,470
		保険期間 3年	138,730	96,810	62,130	52,040	43,570	35,090	38,510	30,040	21,560	26,620	21,200
		保険期間 5年	221,990	154,890	99,390	83,240	69,680	56,120	61,600	48,040	34,480	42,570	33,890
	24時間 補償(B)	保険期間 1年	62,800	43,610	27,700	22,520	18,910	15,290	16,300	12,690	9,070	10,660	8,490
		保険期間 3年	157,080	109,090	69,280	56,320	47,290	38,240	40,770	31,740	22,690	26,670	21,250
		保険期間 5年	251,340	174,540	110,830	90,080	75,620	61,160	65,200	50,740	36,280	42,660	33,980

(2013.10)

【安心プランのみセット】※1 天災危険補償特約

※2 入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(1000日用)、手術保険金は入院中の手術は10倍、入院中以外の手術は5倍

※3 通院保険金支払対象日数延長特約(1000日用)

【全てのプランにセット】※4 賠償事故解決特約

プラン表の見方	保険金額	補償内容毎の保険金額
	保険料(一時払)	お客さまにお支払いいただく保険料(一括払い)
	就業中対象外	お仕事での事故を除き私生活のみを補償
	24時間補償	就業中か否かを問わず補償

◆24時間補償はお仕事の内容により、危険度に応じて(A)または(B)の区分に分かれます。(パート・アルバイトを含む)

(A): 事務従事者、販売従事者、保健医療従事者、教員、サービス従事者など

(B): 農林業従事者、建設従事者、自動車運転者、探鉱・採石従事者など

※無職の方(専業主婦・学生・年金受給者など)は24時間補償(A)でのお引き受けとなります。

※自営業者の方で、同一建物・敷地内で事務所・店舗と居住を共にしている場合は(A)または(B)でのお引き受けとなります。(就業中対象外でのお申し込みはできません)

野外活動保険™（傷害総合保険） & 山岳保険（運動危険補償特約付傷害総合保険）
 補償内容の概要

基本補償の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死 亡 保 険 金	ケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)同一保険年度内の事故により、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を控除した額をお支払いします。	1.次のいずれかに該当する事由によって生じたケガ ①故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ②無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に被ったケガ ③脳疾患、病気または心神喪失 ④地震、噴火、津波 ※天災危険補償特約をセットする場合は除きます。 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 2.むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けに足りる医学的他覚所見のないもの 3.スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自家用航空機の操縦、ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツ中のケガ ※山岳保険は運動危険補償特約付傷害総合保険ですので、山岳登山については補償の対象となります。 4.自転車等の乗用具による競技・試運転等を行っている間のケガ 5.自動車競争選手、オートバイ競争選手、競輪選手、プロボクサー（レスラー）、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間のケガ など
後 遺 障 害 保 険 金	ケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、後遺障害が生じた場合に、[死亡・後遺障害保険金額×保険金支払割合※]をお支払いします。 ※後遺障害の程度に応じて傷害補償特約別表3に定める保険金支払割合（4%～100%） (注1)お支払いする保険金は、同一保険年度を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 (注2)既に後遺障害のある被保険者がケガによりその程度を加重された場合には、既にあった後遺障害の保険金支払割合を控除して保険金をお支払いする場合があります。	
入 院 保 険 金	ケガにより入院された場合に、[入院保険金日額×入院日数]をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。	
手 術 保 険 金	ケガの治療のため所定の手術※を受けられた場合に、次のいずれかの金額をお支払いします。ただし、1事故につき事故の発生の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。 ① 入院中に受けた手術の場合：入院保険金日額×10倍＝手術保険金の額 ② ①以外の手術の場合：入院保険金日額×5倍＝手術保険金の額 ※所定の手術とは、次のAまたはBをいいます。 A.公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（列挙されている手術は、公的医療保険制度を利用していない場合であっても、保険金のお支払い対象となります。）ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術を除きます。 B.先進医療（※欄外）に該当する手術	
通 院 保 険 金	ケガにより通院（通院に準じた状態※および往診を含みます。）された場合に、[通院保険金日額×通院日数]をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に対して、90日を限度とします。 ※骨折、脱臼、靱帯損傷等で、傷害補償特約別表4に掲げる部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着した状態をいいます。	
傷害医療費用保 険 金	ケガにより医師の治療を受けられた場合に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の公的医療保険制度等を利用された期間に実際に負担された費用※を、1事故につき傷害医療費用保険金額を上限にお支払いします。 ※公的医療保険制度の一部負担金、入院退院または転院に係わる交通費など。また、公的医療保険制度等から別途還付される「高額療養費」「附加給付」、第三者からの賠償金等がある場合は、その額を差し引きます。 (注)公的医療保険では、高額療養費制度により、所得に応じた自己負担の上限が設けられています。	

(※)健康保険法等の規定に基づく評価療養のうち厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院・診療所において行われる高度な医療技術を用いた療養をいいます。すべての最先端医療をいうものではありません。
 先進医療の種類、取扱の病院・診療所および要件は、厚生労働省ウェブサイト(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jryou/iryohoken/sensiniryô/index.html)をご確認ください。

特約の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個 人 賠 償 責 任 特 約	国内・海外を問わず、被保険者（保険の対象となる方）が、住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故や日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負われた場合に、保険金をお支払いします。 ※1.損害の発生および拡大の防止に必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※2.この特約には「賠償事故解決特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士を選任を含みます。）は原則として富士火災海上保険株式会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。	1.故意、地震、噴火、津波による損害賠償 2.戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動による損害賠償 3.職務遂行に直接起因する損害賠償（仕事上の損害賠償） 4.自動車などの所有・使用・管理による損害賠償 5.同居の親族に対する損害賠償 など
携 行 品 特 約	国内・海外を問わず、住宅外で携行している身の回り品に偶然な事故による損害が発生した場合、携行品1つ（1組または1対）あたり10万円（乗車券、通貨などは5万円）を限度として再調達価額（同等のものを新たに購入するのに必要な金額）または修繕費をお支払いします。 ※1.次のものは携行品に含まれませんのでご注意ください。 ●クレジットカード、プリペイドカード、義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに準ずるもの ●自動車、オートバイ、船舶（ヨット、モーターボート、ボートを含みます。）、自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ●動物、植物 ※2.貴金属などは、時価額となります。 ※3.1回の事故につき、保険証券記載の免責金額（自己負担額）はご自身で負担いただきます。 ※4.お支払いする保険金は、同一保険年度を通じて合算し、保険金額が限度となります。	1.次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 ①故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ②地震、噴火、津波 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 2.差し押さへ、没収などの公権力の行使 3.欠陥、自然消耗、虫食い 4.置き忘れ、粉失 5.擦傷・塗料のはがれなど外観のみで、機能に支障をきたさない損傷 など
受 託 品 賠 償 責 任 特 約	被保険者が国内において他人から受託した物を、次の間に、壊したり、盗まれたりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合に、保険金をお支払いします。 ①国内において住宅内に保管している間 ②国内・海外を問わず住宅外に持ち出している間 ※1.次のものは受託品に含まれませんのでご注意ください。 ●現金、貴金属、宝石、書画、美術品、自動車、オートバイ、船舶（ヨット、モーターボート、ボート、を含む）、動物、植物 ●スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツなどを行っている間の、そのスポーツに使用する用具 ※2.賠償金額の決定については、事前に富士火災海上保険株式会社の承認が必要です。なお、賠償金額は、受託品の時価額を超えないものとしします。 ※3.損害の発生および拡大の防止に必要・有益な費用、富士火災海上保険株式会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※4.1回の事故につき、免責金額（自己負担額）の5,000円はご自身で負担いただきます。 ※5.お支払いする保険金は、同一保険年度を通じて合算し、保険金額が限度となります。	1.職務の用に供されている間の損壊、盗取 2.被保険者以外の者に転貸されている間の損壊、盗取 3.次のような原因により生じた損壊、盗取 ●故意、地震、噴火、津波 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 ●自然の消耗、またはさび・変質、変色、欠陥 ●電氣的事故、機械的事故 ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したごと、または本来の用途以外に使用したこと など
救 援 者 費 用 等 補 償 特 約	国内・海外を問わず、被保険者が乗っていた航空機・船舶が遭難した場合や、被保険者が旅先でケガをし14日以上入院された場合、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合などに、保険契約者、被保険者またはその親族が負担された次の費用をお支払いします。 ①捜索救助などの費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用 ②現地までの救援者の往復交通費（2名分限度） ③救援者の宿泊料（2名分を限度とし、かつ1名につき14日が限度） ④現地からの移送費用（遺体輸送費用または治療中の被保険者を被保険者の住所もしくは住所の属する国の病院に転移するために要した移送費。医師、看護師の付き添いに要する費用を含む） ⑤救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、通信費、遺体処理費などの諸雑費（国外20万円、国内3万円を限度） ※お支払いする保険金は、同一保険年度を通じて合算し、保険金額が限度となります。	1.次のいずれかに該当する事由によって生じた費用 ①故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ②無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に被ったケガ ③脳疾患、病気または心神喪失 ④地震、噴火、津波 2.戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 2.むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの 3.スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自家用航空機の操縦、ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツ中のケガ など
天 災 危 険 補 償 特 約	地震、噴火またはこれらによる津波およびこれらに付随して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によりケガをされた場合に、基本補償の各保険金をお支払いします。	
遭 難 捜 索 費 用 特 約	被保険者が日本国内において山岳登山の行程中に遭難したことにより、その捜索・救出もしくは移送のため捜索活動を行った者に対し、負担する費用をお支払いします。	
遭難捜索追加費用特約	被保険者が日本国内において山岳登山の行程中に遭難したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担された以下の費用に対して、その費用の負担者にお支払いします。 ①現地までの救援者の往復交通費（2名分が限度） ②現地における救援者の宿泊料（2名分を限度とし、かつ1名につき14日が限度） ③現地からの移送費用（遺体輸送費用または治療中の被保険者を被保険者の住所もしくは住所の属する国の病院に転移するために要した移送費。医師、看護師の付き添いに要する費用を含む） ④救援者もしくは被保険者が現地において支出した交通費、通信費、遺体処理費などの諸雑費（3万円を限度）	

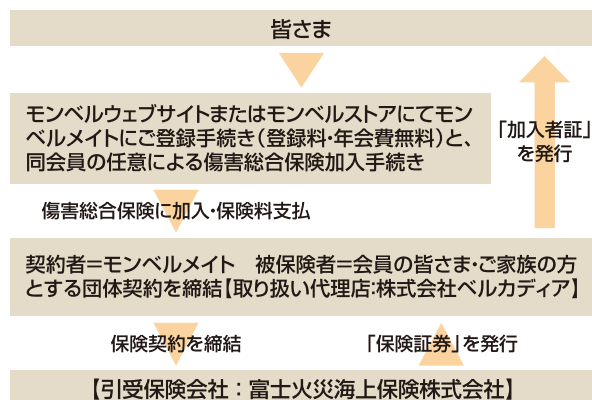
<被保険者の範囲について>

※「個人賠償責任特約」「受託品賠償責任特約」における被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲は、ご契約コースに関係なく、次の①～④の方となります。
 ①ご本人 ②ご本人の配偶者 ③ご本人またはその配偶者の同居の親族 ④ご本人またはその配偶者の別居の未婚の子
 (注1)ご本人が未成年の場合で、ご本人に関する事故のときに限り、そのご本人の親権者またはその他の法定の監督義務者も被保険者の範囲に含まれます。(注2)未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。
 (特約をセットする場合のご注意) 被保険者またはそのご家族が、既に他の保険で同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複することがあります。ご契約に際しては、特約の補償内容がご要望に沿った内容であることをご確認ください。

【ご加入方法について】

契約方式は、保険契約者をモンベルメイト代表者辰野勇、被保険者(保険の対象となる方)を会員の皆さま(ご本人)またはご家族の方、取扱代理店を株式会社ベルカディア(モンベルメイトの各サービスを運営)として保険契約を締結する団体契約となります。ご加入後はモンベルメイトのウェブサイトにて「加入者証」をご確認いただけます。(ID・パスワードの登録が必要です)

【引受保険会社】富士火災海上保険株式会社



【ご加入条件について】

<ご加入者(保険料負担者)について>

- モンベルメイトのメンバーです。
- 加入時点の年齢が満20歳以上で法律上の行為能力を有している方。

<その他ご加入条件について>

- 保険期間(保険のご契約期間)は1年間または長期(3年、5年)となります。
- 加入時点での年齢が満75歳以上～満76歳以下は保険期間1年・3年・満77歳以上～満78歳以下は保険期間1年のみのお申し込みが可能です。
- 保険責任開始時刻は保険始期日の午後0時(正午)からとなります。
- ウェブサイトからのお申し込みの場合、保険料のお支払い方法はご加入者本人名義のクレジットカード一括払いのみとなります。(お取り扱いカード:DC・VISA・MASTER・SAISON)
- 就業中対象外コースは有職者の方(自営業者で同一建物・敷地内で事務所・店舗と居住を共にしている方を除く)のみお選びいただけます。※学生アルバイトは含みません。
- 自営業者で同一建物・敷地内で事務所・店舗と居住を共にしている方は就業中対象外コースをお選びいただけません。24時間補償(A)コースまたは24時間補償(B)コースでのお引き受けのみとなります。
- 無職者の方(専業主婦・学生・年金受給者など)は24時間補償(A)コースとなります。※学生アルバイトを含みます。
- 保険契約の申し込みの撤回など(クーリングオフ)は対象外となりますのでご注意ください。
- 直近2年間で3回以上かつ合計30万円以上の保険金を受領されたことがある方はお申し込みいただけません。
- ご加入されている同種の保険の合計額と、今回ご加入予定の保険金額との合計額が、死亡・後遺障害保険金額で1億円(無職者は2,000万円)を超える場合、入院保険金日額で30,000円(無職者は10,000円)または、通院保険金日額で20,000円(無職者は6,000円)を超える場合は、ご加入いただけません。
- 死亡保険金額が他の同種の保険契約と合算で1,000万円超の場合、お引き受けできない場合があります。

【ご注意】

- ご加入に際しては重要事項説明書(「契約概要のご説明」および「注意喚起情報のご説明」)を必ずお読みください。また、ご加入者と補償の対象となる方が異なる場合には、その方にもご契約に関する内容をご説明ください。
- このパンフレットは「傷害総合保険」の概要を説明したものです。詳しくは「傷害総合保険パンフレット」をご覧ください。
- ご不明な点につきましては、下記の取扱代理店までお問い合わせください。

(2016.09 61402 16-815S)

(注)本書は2017年8月末日まで有効です。ただし、商品改定、保険料改定等により、本書の内容に変更が生じた場合は、無効となります。



事故が起こったら

事故の状況やケガの程度をただちに(遅くとも事故の日から30日以内)ご連絡ください。なお、通知が遅れたり、その内容に虚偽の申告があれば、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

取扱代理店

Bellcadia 株式会社ベルカディア

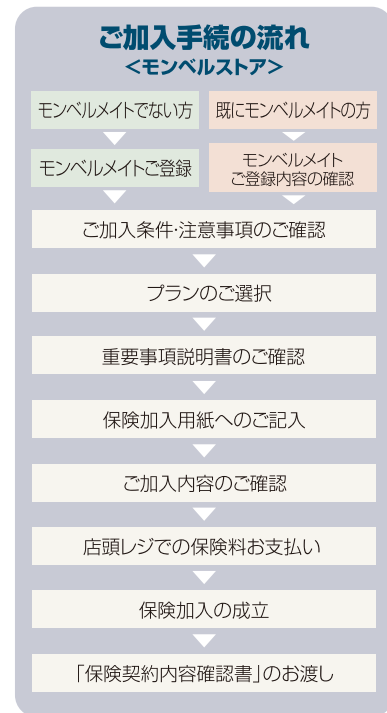
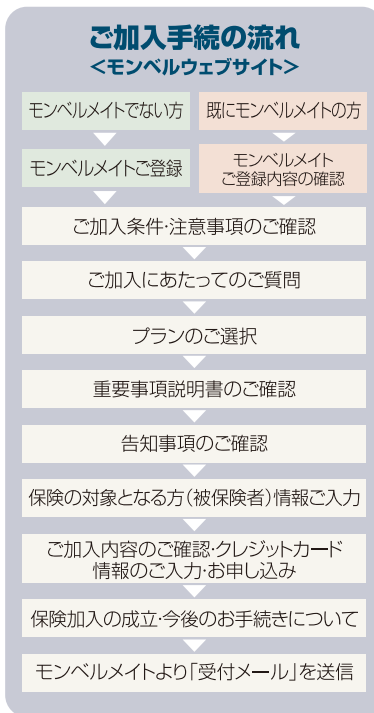
保険窓口：M.O.C.(モンベル・アウトドア・チャレンジ)本部事務局
〒550-0013 大阪府大阪市西区新町2-2-2

※株式会社ベルカディアとは、モンベル製品の販売、M.O.C.イベント企画・運営、保険代理業などを行う、モンベルグループの企業です。

引受保険会社

富士火災海上保険株式会社

大阪法人営業部営業第一課
〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB 36F
TEL.06-7223-3011
<http://www.fujikasai.co.jp>



mont-bell mate

<モンベルメイトについて>

- 1.モンベルメイトとは、以下の方が対象となり、モンベルメイトとなることを同意された方です。
 - モンベルクラブ会員(年会費:¥1,500)
 - 通信販売利用者 ●M.O.C.イベント参加者
 - アンケート回答者 ●旧モンベルクラブ会員
 - 既保険加入者(2005年4月1日以降)

2.サービス内容

モンベルウェブサイトスピーディーにご利用いただけるほか、傷害保険の加入ならびにメールマガジンの配信サービス、イベント情報の発送サービスなどをご利用いただくことができます。

3.登録内容に変更があった場合

氏名、住所、eメールアドレスなど届け出事項に変更があった場合は、モンベルウェブサイト上で修正してください。修正ができない場合は、モンベルクラブ事務局までご連絡ください。ご連絡いただけない場合、メールマガジンなどがお届けできず、サービスが受けられなくなることがあります。

保険に関するお問い合わせ
傷害事故受付

<http://hoken.montbell.jp>

株式会社ベルカディア 保険窓口：モンベル・アウトドア・チャレンジ

☎0120-936-007 携帯電話・PHSからは 06-6538-0208

Eメールアドレス hoken@montbell.com

【受付時間】10:00～18:00 【定休日】3月～10月/無休 11月～2月/日曜・祝日

